

# 開局時間のご案内

月-金 9:00-18:30

土 9:00-13:00

日・祝日 休み

保険  
薬局

## ●夜間・休日等加算の対象時間

平日19:00-閉店まで 土曜日13:00-閉店まで

※1月2-3日 12月29-31日は休日扱い

## ※営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算 18:30-22:00 6:00-8:00 深夜加算 22:00-6:00

休日加算 日曜日・祝日・年末年始(12月29日-翌年1月3日)

緊急連絡先(転送電話)090-2958-5110

## 調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

当薬局の調剤基本料は以下の通りです。また、患者様が薬を安心して安全にご使用いただけるよう、薬の使用履歴(薬剤服用歴)を活用しています。この履歴に基づき、薬の服用方法や市販薬との相互作用について説明し、その内容を記録しています。

※患者様の個人情報は、当薬局の個人情報の保護方針に基づき厳重に管理いたします。もし疑問やご質問がありましたら、遠慮なく当薬局のスタッフにご相談ください。



調剤基本料	1	45点
後発医薬品調剤体制加算	3	30点
地域支援体制加算	2	40点
医療 DX 推進体制整備加算	3	6点
連携強化加算	5	5点

当薬局では、医療の透明化と患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。

※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者様についても明細書の発行が義務付けられております。

処方箋受付数は月1,800回以下、グループ内の薬局数は300店舗未満、グループ全体の合計受付数は月4万回未満です。医薬品取引価格の妥結率は5割以上で、地方厚生局に報告済みです。特定医療機関からの賃貸関係はありません。後発医薬品の調剤率は50%以上です。非常時対応のための連携体制が整えています。

# 私たちの個人情報への基本的な考え方です

当薬局は、「個人情報保護法」及び厚生労働省の「ガイドライン」に従い、質の高いサービス提供のため、皆様の個人情報の適切な管理を徹底します。個人情報の適正な取扱いを保証するため、以下の措置を講じます。

- 関連する法令やガイドラインを厳守します。
- 個人情報管理のルールを定め、全従業員がこれを遵守するよう徹底します。
- 安全管理措置をし、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 定期的に個人情報の取扱い状況を確認し、問題があれば改善します。
- 個人情報を取得する際は、使用目的を明示し、同意を得た上でのみ利用します。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務委託時には、委託先が当薬局の方針を理解し、適切に個人情報を扱うよう監督します。
- 個人情報に関する相談体制を整え、迅速に対応します。

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止など(法令により応じられない場合を除く)
- 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取扱い

## 皆さまの個人情報を厳重に取り扱っています

当薬局では、良質かつ適切なサービスを提供するため、皆様の個人情報を厳重に取り扱っています。個人情報の管理に関する当薬局の基本方針に従い、情報の保護に努めています。個人情報の取り扱いに関してご質問や不明点があれば、どうぞお気軽にお問い合わせください。

当薬局は、個人情報を下記の目的達成に必要な範囲で利用いたします。

- 当薬局での調剤サービス提供や業務改善のための基本情報収集
- 患者様の安全な医薬品使用のための情報収集(副作用、既往歴、アレルギー情報、体質、併用薬、住所、緊急連絡先など)
- 病院、診療所、他の薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携や照会対応
- 家族などへの薬に関する説明
- 医療保険関連業務(調剤報酬明細書の提出、審査支払機関又は保険者への照会や回答など)
- 薬剤師賠償責任保険等に関わる保険会社や弁護士への相談や届出
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための統計データまたは匿名加工情報の作成、分析および譲渡
- 当薬局内での薬剤師や医療事務の教育・研修、薬学生の実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- 学会や学術誌への発表・報告時の個人情報の匿名化(同意が必要な場合は同意を取得)

- 左記以外に、個別に利用目的を明示した場合においては、その利用目的の達成のため

当薬局の業務の一部を外部に委託することがありますが、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、委託先に対しては必要かつ適切な監督を行い契約等にて個人情報の保護水準を担保します。

ご提供いただいた個人情報は下記に該当する場合を除き、第三者に開示することはありません。

- ご利用者から同意をいただいたとき
- 当社との秘密保持契約を締結の業務委託先に必要な範囲で開示する場合
- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、患者様ご本人の同意を得ることが困難である場合
- 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、患者様ご本人の同意を得ることによってその事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあると当薬局が判断した場合

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行ってています。

ジェネリック医薬品に変更を希望される方は薬剤師にご相談ください。



当薬局では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を積極的に調剤し、後発医薬品体制加算を算定しています。

## 訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し、薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合は、お気軽にお申し出ください。医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

### 介護保険の方

居宅療養管理指導および  
介護予防居宅療養管理指導



同一建物居住者以外

518単位/回



同一建物居住者

379単位/回 (2~9人)

342単位/回 (10人以上)

### 医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導



同一建物居住者以外

650点/回



同一建物居住者

320点/回 (2~9人)

290点/回 (10人以上)

1単位=10円 10単位=10円 (1割負担) 30円 (3割負担)  
自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

1点=10円 10点=10円 (1割負担) 30円 (3割負担) 自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

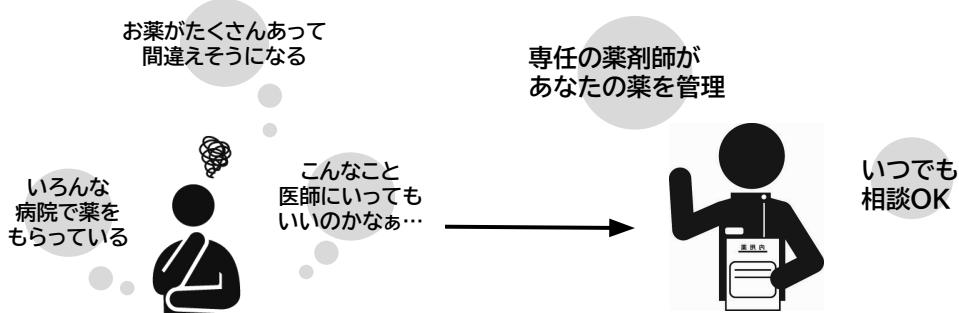
# 無菌調剤を行っています



当薬局では、中心静脈栄養法輸液、抗悪性腫瘍剤、麻薬など2種類以上の注射剤に対し、クリーンベンチといった無菌環境で、無菌化された器具を用いて無菌調剤を実施しています。

当薬局では、2名以上の保険薬剤師が在籍しており、無菌製剤を処理するためのクリーンベンチを設置しています。

お薬のことで困ったら**かかりつけ薬剤師**におまかせください



担当薬剤師を指名してください。同意書にご署名いただくことで、次回から専任のかかりつけ薬剤師が担当させていただきます。

保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、当薬局には週32時間以上勤務しています(育児や介護などで労働時間が短縮される場合は週24時間、4日以上)。薬剤師認定制度認証機構によって認証された研修認定制度などの研修認定を取得しており、医療に関連する地域活動にも積極的に参加しています。

## 調剤だけでなくおくすり相談や 健康チェックも行っています

おくすり相談

健康チェック



日頃よりご利用いただいている皆さま、ご近所の皆さま、お薬相談や健康チェックを行います。お気軽にお越しください。

また、全国どこの保険医療機関からの処方せんも対応しています。

## 医療DXを積極的に推進しています

当薬局では患者さんに質の高い医療を提供するために、医療DXを積極的に推進しています。具体的には、以下の取り組みを行っています。

### 1. オンライン資格確認等システムの活用

オンライン資格確認等システムを通じて、患者さんの診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤や服薬指導に活用しています。

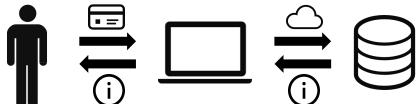
### 2. マイナンバーカードの健康保険証(マイナ保険証)利用の促進

マイナンバーカードの健康保険証(マイナ保険証)利用を促進することで、患者さんの負担軽減と医療情報の効率的な共有を目指しています。

### 3. 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの活用

電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用することで、医療機関との連携を強化し、よりスムーズな医療提供を実現しています。

オンライン資格確認の個人情報の利用目的は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみであり、本人の同意なく他の目的に利用することはできません。



# 保険対象外の費用についてのお知らせ

当薬局では療養給付(健康保険から給付される医療費)と直接関係のない以下の項目においては、実費で負担をお願いしています。ご了承ください。全て税込価格です。

薬剤の容器代



点眼容器	5cc : 50円
水剤容器	30~200ml : 60円
	500ml : 150円
軟膏容器	30~50g : 60円
	100g : 100円
噴霧容器	15・30cc : 60円
スポット	50円
ターキー噴霧器	220円
※調剤に必要な容器代は請求いたしません。 (ターキー噴霧器を除く)	

薬の配達(患者希望)



550円(大館市内に限る)  
※配送時間の指定は出来かねます。  
※配送時間の指定がある場合は、  
宅配業者へ委託、着払いでの実費  
精算となります。  
※かかりつけ薬剤師同意取得時は無料

長期収載品の選定療養



2024年10月1日より、一定の条件を満たす長期収載品(特許期間を終了した医薬品)を選択した場合、従来の自己負担に加え、「選定療養費」を負担する必要があります。詳しくはスタッフまでお尋ねください。

患者希望による一包化



無料

患者希望による  
服薬カレンダー



1日4回1週間分  
110円

※領収書の再発行は致しかねます。

## 地域に貢献する薬局になるためにしていること



開局時間

平日:8時間以上  
土日:一定時間  
週:45時間以上



医薬品備蓄

1200品目以上の医薬品を備蓄しています。在庫状況の共有・融通を行っています。



プライバシー

プライバシーに配慮した構造です。



かかりつけ薬剤師

かかりつけ薬剤師指導料の届出をしています。  
管理薬剤師の実務経験が要件を満たしています。



情報収集

インターネットを通じた情報収集と周知(PMDAメディナビなど)を行っています。



研修

調剤従事者の資質向上を図るために、定期的な研修・学会などで研究発表を行っています。



対応

24時間調剤及び在宅業務に対応。地方公共団体等に周知を行っています。



在宅医療

在宅業務体制の整備と実績(年間24回以上)について、医療材料および衛生材料を供給可能な体制が整っており、医療機関や訪問看護ステーションとの連携が可能。



麻薬

麻薬小売業者の免許を受けています。



健康相談

健康相談を行っています。  
緊急避妊薬の対応、一般用医薬品の販売、医療機関への受診を勧奨しています。



後発医薬品

処方せん集中率が85%を超える薬局では、後発医薬品の調剤割合が70%以上あります。



副作用報告

健康被害などを防止した事例の収集と副作用報告に係る手順書と報告する体制を整備。

# 健康サポート薬局



地域に密着した健康情報の拠点として、医療用医薬品、一般用医薬品、健康食品に関する情報提供や健康相談を行います。

お薬をまるごと把握し、医療機関と連携することで、皆さまの健康を守ります。24時間対応や在宅対応もいたしますので、お気軽にご相談ください。

おくすり相談

栄養相談

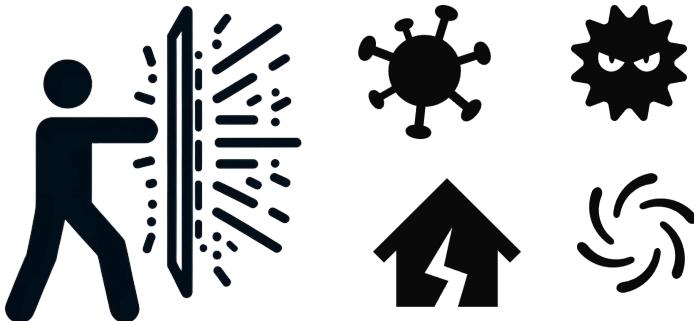
健康食品相談

スキンケア相談



禁煙相談

感染・災害発生時に対応できる体制を備えています



当薬局は、皆様の健康を守るため、災害や新しい感染症が発生した際にも迅速に対応できる体制を備えています。

他の薬局や病院、行政機関と連携し、災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。

# 患者さんへのお願い

## —医薬品の供給が難しくなっています—

一部の医薬品について、十分な供給が難しい状況が続いています。

薬の製造上の問題、需要の増加など、複数の問題が複雑に絡み合い、流通が逼迫していることが原因です。

状況によっては医師に確認の上、以下の変更を行う必要が生じるため、調剤にお時間をいただく場合がございます。



- ・同一成分・同一薬効薬への変更
- ・処方日数の変更

ご理解・ご協力をお願いいたします。

当薬局では必要な医薬品を確保するため

薬局間の医薬品の融通・医療機関との情報共有に努めています。

## 取扱い公費負担医療

- ・ 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療
- ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療
- ・ 障害者自立支援法→精神通院医療・更生医療・育成医療
- ・ 児童福祉法→療育の給付・障害児施設医療・小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療・児童福祉法の措置等に係る医療
- ・ 母子保健法による養育医療
- ・ 特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費
- ・ 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付
- ・ 石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給
- ・ 生活保護法による医療扶助

